

## 道志村教育委員会 会議録

令和5年度 道志村教育委員会 定例会

会議日時	令和5年6月23日	16時00分	教育長開会宣言	
	令和5年6月23日	17時00分	教育長閉会宣言	
場所	やまゆりセンター1階 研修室			
出席者数	教育委員4名のうち出席者数 4名			
出席委員	職名	氏名	職名	氏名
	教育長	佐藤 文泰	委員	加藤 千嘉
	職務代理	山口 孝俊	委員	佐藤 健太郎
	委員	村田 幸家		
欠席委員	職名	氏名	職名	氏名
説明のため出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	課長	山口 登美		
会議録調整者	教育長会議録調整者を次の者に命ずる 職名 課長 氏名 山口 登美			
会務報告	別紙 会務報告のとおり			
付議事件	議案第2号 ちなみ&きんし育英基金給付型奨学金給付要綱の制定について 議案第3号 道志村奨学金給付審査委員会規程の制定について 議案第4号 道志村学校運営協議会設置推進委員会設置要綱の制定について 議案第5号 道志村学校給食費の無償措置に関する要綱の制定について 議案第6号 道志村英語検定料助成金交付要綱の制定について 議案第7号 道志村高等学校等就学に対する助成金の支給要綱の一部を改正する要綱について 議案第8号 夏季休業中の学習支援事業について 議案第9号 道志村学校運営協議会設置推進委員の委嘱について  その他(報告等) (1)令和6年度県教育施行及び予算に関する要望書について (2)第1回道志村学校運営協議会設置推進委員会について (3)小・中学校訪問について (4)山梨県立特別支援学校学則の一部改正について			
会議の概要	議案第1号から議案第9号【原案どおり決定】 その他(報告等)の(1)から(4)【了知】			
会議録署名 委員署名	教育長	委員	委員	

# 教 育 委 員 会 会 議 録

発 信 者	発 言 内 容 ( 要 旨 )
教育長	出席者は、定足数に達しているので開会を宣言。 議事にあたり議事録署名委員の指名を行い署名委員に村田幸家委員及び加藤千嘉委員を指名した。
教育長	議案第2号 ちなみ&きんし育英基金給付型奨学金給付要綱の制定について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号 ちなみ&きんし育英基金給付型奨学金給付要綱の制定についてご説明いたします。村出身の方からいただきました寄付金の活用につきまして要綱を定めるものです。目的として、この要綱は、ちなみ&きんし育英基金の設置及び管理に関する条例に基づき高等学校等に就学意欲がある生徒に対し、通学による経済的負担を軽減するとともに、給付型奨学金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とすると定めております。給付は基本的に返済不要となります。給付条件については、(1)本村の住民基本台帳に1年以上記録されている者として、住所要件を定めています。(2)給付申請年度の4/1時点において19歳未満である者。(3)学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校等の高等部及び各種専門学校に通学する者。(4)令和4年度末以降(令和5年3月)道志中学校を卒業した者で、かつ学業成績が優秀で就学意欲がある者としています。給付期間については、3年間を限度として給付すること、また申請の際には、道志中学校校長の作成した推薦調書を添付し申請することとなっています。給付額は月額2万円として年額24万円が上限と定めております。また、教育委員会は道志村奨学金給付審査委員会の審議を経て奨学生を内定するとし、申請書等の審査を行い、給付することになります。給付決定された後に、退学等により通学しなくなった場合にも、返還等について審査委員会で審議されます。説明は以上です。
教育長	議案第2号について説明がありました。 委員の皆様から何かございますか。
全委員	異議なし。
教育長	議案第2号は異議なしと認め承認されました。 次に議案第3号 道志村奨学金給付審査委員会規程の制定について事務局の説明を求めます。
事務局	道志村奨学金給付審査委員会規程は、先程ご説明しました、給付型奨学金の審査を行う委員会の規定となります。給付型奨学金の給付にあたっては、寄付者ご本人の意向に基づきまして、審査を行った上で給付決定いたします。所掌事務としまして、奨学金の給付対象者の選考に関する事、また退学等により奨学金を打ち切る場合の返還等に関する事、本委員会の組織は、4人以内とし、委員長は教育長の職にある者、副委員長は教育課長の職にある者とし、道志中学校長及び道志小学校長で構成します。説明は以上です。
教育長	議案第3号 道志村奨学金給付審査委員会規程の制定について事務局より説明がありましたが、何かございますか。
村田委員	こちらは、道志中を卒業した生徒全員が対象ということでよろしいですか。

# 教 育 委 員 会 会 議 録

事務局	道志中学校を卒業した生徒全員が対象となります。先程、協議いただきました給付型奨学金の申請書は、生徒本人に記入してもらい、就学意欲がある人が対象であることを承知していただきたいと思います。
山口職務代理	もし、申請をしない場合はどのような対応になりますか。
事務局	本人からの申請をもって給付される制度ですので、申請されない場合は、給付しないこととなります。広報だけでなく、個別通知をしますので、申請意思がない場合は、給付希望なしと判断いたします。
村田委員	道志中学校の生徒を応援したいという気持ちで寄付してくれていると思うので、その意思に基づき手続きを進めてほしい。
教育長	他には何かございますか。
全委員	異議なし。
教育長	議案第3号は異議なしと認め承認されました。 次に議案第4号 道志村学校運営協議会設置推進委員会設置要綱の制定について事務局の説明を求めます。
事務局	こちらは、学校運営協議会設置推進委員会の要綱となります。既に教育委員の皆さまにも、ご協力をいただき、視察等も行っているものです。第1回学校運営協議会設置推進委員会は、6月30日に開催する予定になっています。設置につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会が設置されることが明記されており、それを推進するための委員会を設置することが示されており、それを推進するための役割や協議内容等について、学校・地域・保護者及び他機関組織が連携及び協同して子供の教育活動を支援するための仕組みづくりに関する事項、またそれ以外の協議会の導入に関する事項についてとなります。組織は、委員10人以内、教育委員会が委嘱します。任期は今年度末の3月31日までです。説明は以上です。
教育長	議案第4号 道志村学校運営協議会設置推進委員会設置要綱の制定について事務局より説明がありました。何かございますか。
山口職務代理	第6条で推進委員会は、委員の過半数が出席しなければとありますが、3分の2以上など規定しているものもありますが、良いでしょうか。
事務局	任意の委員会ということもありますので、過半数とさせていただきます。
教育長	その他に何かございますか。
全委員	異議なし。
教育長	議案第4号は異議なしと認め承認されました。 次に議案第5号 道志村学校給食費の無償措置に関する要綱の制定について事務局の説明を求めます。

# 教 育 委 員 会 会 議 録

事務局	<p>学校給食の無償措置に関して、令和3年度につきましてはコロナの経済対策において措置されておりました。引き続き、子育て支援対策の一環で、無償措置を継続しておりますので、要綱を定めるものです。目的では、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供の健やかな成長と子育て支援を推進すると定めております。対象校は、道志小学校及び道志中学校となります。対象者は、道志小中学校に通学する児童及び生徒の保護者とし、それぞれ定められた額を無償とするものです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>議案第5号 道志村学校給食費の無償措置に関する要綱の制定について事務局より説明がありましたが、何かございますか。</p>
村田委員	<p>子育て世帯の負担軽減になると思うので、全国的にも給食費の無償化を進めてもらいたいものです。</p>
教育長	<p>それでは、その他で何かございますか。</p>
教育長	<p>給食費については、小学生、中学生それぞれの額を無償措置しておりますが、学校給食費は日額、小学生が330円、中学生が370円としています。</p>
村田委員	<p>物価高騰もあるので、勘案した額にする必要もあると思います。</p>
山口職務代理	<p>給食費は、どのように定めていますか。</p>
教育長	<p>給食委員会があり、適正な額を検討します。定期的開催し、現場の状況を聞きながら進めていきたいと思っております。</p>
教育長	<p>その他に何かございますか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>議案第5号は異議なしと認め承認されました。 次に議案第6号 道志村英語検定料助成金交付要綱の制定について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>道志村英語検定料助成金交付要綱ですが、検定を受けた児童生徒の保護者に対し、検定料を助成するものです。趣旨としては、英語力及び学習意欲の向上を図るため、要綱を定めています。助成対象者は、道志小中学校に在籍する児童生徒の保護者、助成金の額は検定料の全額となります。英語検定受検日から90日以内に申請し、申請書と添付書類をもって申請します。説明は以上です。</p>
教育長	<p>議案第6号 道志村英語検定料助成金交付要綱制定について事務局より説明がありましたが、何かございますか。</p>
教育長	<p>外国語教育については、保育所から小中学校と一貫した外国語教育の充実を図っています。保育所は週1回、小中学校ともに常勤のALTが配置されています。英語検定をきっかけに、学力向上となればと思います。</p>

# 教 育 委 員 会 会 議 録

発 信 者	発 言 内 容 ( 要 旨 )
山口職務代理	これは、合否関係なく助成するものでしょうか。何回も同じ級や、習得状況に合わない級を受検することもあるのではないのでしょうか。
村田委員	何でも受検すれば良いという考え方では、無駄になってしまう可能性もあるので、その辺りは学校で先生方の判断もあるのでしょうか。
教育長	学校では本人の意思もあるが、教員も受検する級について判断しながら、助言していると聞いています。
加藤委員	生徒からは、例えば4級の受検を薦められても、5級から受検する傾向があると聞いています。むやみに受検することは、ないのではと思います。
村田委員	英語検定により、結果がでるので、学習意欲も向上すると思います。
加藤委員	受検する生徒に対して、学校でも指導もしてくれているので、学習意欲の向上につながると思います。
村田委員	検定料を助成することを、PRしていくことも必要だと思います。
加藤委員	助成金が出ることで、受検しやすくなると思います。
山口職務代理	英検3級とか、どの生徒も合格して卒業できるような体制になれば良いと思います。
教育長	その他に何かございますか。
全委員	異議なし。
教育長	議案第6号は異議なしと認め承認されました。 次に議案第7号 道志村高等学校等就学に対する助成金の支給要綱の一部を改正する要綱について事務局の説明を求めます。
事務局	こちらは、支給要綱の一部改正となりますので、新旧対照表でご確認ください。高等学校等の就学に対する助成金として、高校3年生までが助成対象となっております。第5条に助成対象者1名につき1カ月1万円とするとあります。それに加えて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間は高等学校等の2年次及び3年次に1カ月2万円を追加した額とし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間は、3年次に1カ月2万円を追加した額で支給すると定めています。説明は以上です。
教育長	議案第7号 道志村高等学校等就学に対する助成金の支給要綱の一部を改正する要綱について事務局より説明がありましたが、何かございますか。
山口職務代理	新たな制度と旧制度の両方を考えると、今後2.3年生についての説明を少し検討した方が良いと思います。2万円の支給には、何らか保護者に伝えるべきではないのでしょうか。
教育長	高等学校等に就学するにあたり、頑張ってもらいたいとの村の考えがあるので、その周知は必要だと思います。
事務局	そのとおりであると考えております。生徒本人、保護者には制度内容を承知していただきたいと思いますので、通知文にも加えたいと思います。

# 教 育 委 員 会 会 議 録

発 信 者	発 言 内 容 ( 要 旨 )
加藤委員	申請書を提出する際に、新たな制度と同じような様式に記入してもらうのはどうでしょうか。高等学校等で頑張っていきたいという、意思の確認はあっても良いと思います。お金の価値も分かる年になるので、子供達にも理解してもらえると、いずれの制度にとってもよいのではないのでしょうか。
事務局	この要綱には、申請の際、村長が特に必要と認めた時には、その他必要とする書類を求めることができますとありますので、この度の支給については、こちらが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
山口職務代理	保護者と生徒に制度の趣旨をよく理解してもらえるよう、お願いします。
教育長	その他に何かございますか。
全委員	異議なし。
教育長	議案第7号は異議なしと認め承認されました。 次に議案第8号 夏季休業中の学習支援事業について事務局の説明を求めます。
事務局	夏季休業中の学習支援事業について、教育委員会で実施する目的、実施日、時間等が記載してあります。夏季休業中、自宅学習だけでなく、公共の場で自主的な学習の場を提供することで、学習意欲向上を目的に、やまゆりセンターで10日間になりますが、実施したいと思います。昨年も実施しましたので、学校にも掲示し、利用を促したいと思っております。説明は以上です。
教育長	議案第8号 夏季休業中の学習支援事業について事務局より説明がありました が、何かございますか。
全委員	異議なし。
教育長	議案第8号は異議なしと認め承認されました。 次に議案第9号 道志村学校運営協議会設置推進委員の委嘱について事務局の説明を求めます。
事務局	学校運営協議会設置推進委員会の要綱を先程、承認いただきましたが、10名を委嘱したいと考えておりますので、次の資料のとおりとなります。説明は以上です。
教育長	議案第9号 道志村学校運営協議会設置推進委員の委嘱について事務局より説明がありました が、何かございますか。
全委員	異議なし。
教育長	議案第9号は異議なしと認め承認されました。 次に、報告 (1)令和6年度県教育施行及び予算に関する要望書について事務局の説明を求めます。

# 教 育 委 員 会 会 議 録

発 信 者	発 言 内 容 ( 要 旨 )
事務局	こちらは、教育委員会から国への働きかけ要望事項と、県教育委員会に対する要望事項ということで、提出期限の関係で、事後報告となります。ご承知おきください。要望内容については、教育長お願いします。
教育長	要望内容は、多岐にわたっておりまして道志村に関係する箇所を継続要望として提出いたしました。新たな要望は出しておりませんが、先程話題になりました、学校給食の無償化の関係も国要望で記載がございます。以上ですが何か、ございますか。
全委員	了知。
教育長	次に、報告(2)第1回道志村学校運営協議会設置推進委員会について事務局より説明を求めます。
事務局	第1回道志村学校運営協議会設置推進委員会が6月30日に開催予定となっております。要綱及び推進委員の委嘱についても承認いただきましたが、当日は、委嘱状の交付と併せて第1回推進委員会を行います。第1回ですので、自己紹介、委員長、副委員長の選出を行い、委員長につきましては議事の進行を行っていただきます。議事内容は、コミュニティ・スクールの概要説明を行い、日永先生にも助言いただきながら、進めたいと思います。スケジュールについても確認予定です。説明は以上です。
全委員	了知。
教育長	次に、報告(3)小・中学校訪問について事務局より説明を求めます。
事務局	7月14日の小中学校訪問についてですが、小学校が10時30分から12時15分を予定し、その後、給食を試食し、中学校に13時から14時30分までの予定となっております。中学校では、当日、中学3年生の虫歯ゼロ表彰を住民健康課が行いますので、教育委員の皆様にもお立合いいただきたいと思っております。集合時間ですが、10時20分に小学校玄関でよろしいでしょうか。
全委員	了知。
教育長	次に、報告(4)山梨県立特別支援学校学則の一部改正について事務局より説明を求めます。
事務局	山梨県立特別支援学校学則の新旧対照表になります。対象とする障害の種別の改正になります。
全委員	了知。
教育長	閉会宣言
	次回の委員会は7月14日(金)午後3:00からやまゆりセンターで開催